

「週休2日工事実施要領」（令和7年3月5日付け6農総第356号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行
第1条 (略) (用語の定義) 第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。 (1) (略) (2) <u>農地関係工事：土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事</u> (3) <u>林務関係工事：森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事</u> (4) <u>建築工事：公共建築工事積算基準を適用する建築工事</u> (5) <u>その他工事：その他の積算基準を適用する工事</u> (対象工事等) 第3条 <u>農地関係工事、林務関係工事及び建築工事</u>を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象外とした工事のうち、契約後、受注者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延長は行わない）。 (1)～(3) (略) 2 その他工事のうち、発注者が週休2日工事に適すると判断した工事は対象とすることができる。 (形式) 第4条 形式は、次のとおりとする。 (1) 完全週休2日 完全週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において土曜日及び日曜日を基本の休工日とすることをいう。<u>週の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。</u> ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週に振替休工を取得すれば、休工と認めるものとする。（別紙3 参考1） (2) 週単位の週休2日 週単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において、曜日や理由を問わず1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。<u>週の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。</u> ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。（別紙3 参考2） (3) 月単位の週休2日 月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月において休工率 <u>（休工日数/対象日数）</u> が	第1条 (略) (用語の定義) 第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。 (1) (略) (2) <u>休工率（現場閉所率）：対象期間（第5条）の全日数に対する休工日数の割合をいう。</u> (新設) (新設) (新設) (対象工事等) 第3条 <u>土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事</u>を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象外とした工事のうち、契約後、受注者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延長は行わない）。 (1)～(3) (略) 2 その他の積算基準を適用する工事のうち、発注者が週休2日工事に適すると判断した工事は対象とすることができる。 (形式) 第4条 形式は、次のとおりとする。 (1) 完全週休2日 完全週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において土曜日及び日曜日を基本の休工日とすることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）に振替休工を取得すれば、休工と認めるものとする。なお、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は完全週休2日を達成しているものとみなす。（別紙3 参考1） (2) 週単位の週休2日 週単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において、曜日や理由を問わず1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。 ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。（別紙3 参考2） (3) 月単位の週休2日 月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月において休工率が28.5%以上であることを

改 正	現 行
28.5%以上であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。(別紙3 参考3) (4) 通期の週休2日 通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率$\frac{\text{休工日数}}{\text{対象日数}}$が28.5%以上であることをいう。 第5条 (略) <u>(週休2日の取得に伴う経費の補正)</u> 第6条 <u>週休2日の取得に伴う経費の補正は、次によるものとする。</u> <u>(1) 農地関係工事及び建築工事</u> <u>経費の補正は行わない。</u> <u>(2) 林務関係工事</u> <u>それぞれの経費に休工状況に応じた別表1の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2又は3の補正係数を乗じるものとする。</u> <u>ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</u> <u>(3) その他工事</u> <u>当該基準を所管する関係省庁等の規定による。</u> (工事成績評定) 第7条 工事成績評定は、次のとおりとする。<u>なお、農地関係工事、林務関係工事、建築工事及びその他工事の別に関わらず、工事成績評定の対象となる全ての工事について適用する。</u> (1)～(2) (略) 2 (略) <u>(取組内容)</u> 第8条 <u>取組内容は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 農地関係工事、建築工事及び経費の補正を行わないその他工事</u> <u>ア 発注者は、設計図書において週休2日を促進する対象工事であることを明示する。</u>	いう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。(別紙3 参考3) (4) 通期の週休2日 通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率が28.5%以上であることをいう。 第5条 (略) <u>(取組内容)</u> 第6条 <u>取組内容は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 発注者は、設計図書において週休2日を促進する対象工事であることを明示する。</u> <u>(2) 発注者は、対象工事の当初設計において、月単位の週休2日の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。</u> <u>(3) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。</u> <u>(4) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により前月の週休2日の実施状況(休工日及び非対象期間を明示)をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。なお、最終月については、施工完了後速やかに当該月の実施状況を監督員に提出すること。</u> <u>月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。</u> <u>(5) 受注者は、月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。</u> <u>(6) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。</u> <u>(7) 受注者は、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</u> (工事成績評定) 第7条 工事成績評定<u>については</u>、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) 2 (略) <u>(取組証の発行)</u> 第8条 <u>週休2日工事取組証(様式1)は、総合評価落札方式競争入札において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものとし、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やか(完了した年度内)に受注者に対して取組証を発行する。ただ</u>

改 正	現 行
<u>イ 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。なお、休工取得計画は、月単位の週休２日の達成を前提としたものとする。</u> <u>ウ 受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により前月の週休２日の実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。なお、最終月については、施工完了後速やかに当該月の実施状況を監督員に提出すること。</u> <u>月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。</u> <u>（２）林務関係工事及び経費の補正を行うその他工事</u> <u>ア 発注者は、設計図書において週休２日を促進する対象工事であることを明示する。</u> <u>イ 発注者は、対象工事の当初設計において、月単位の週休２日の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。</u> <u>ウ 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。</u> <u>エ 受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により前月の週休２日の実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。なお、最終月については、施工完了後速やかに当該月の実施状況を監督員に提出すること。</u> <u>月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。</u> <u>オ 受注者は、月単位の週休２日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。</u> <u>カ 発注者が週休２日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。</u> <u>キ 受注者は、月単位の週休２日を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</u>	<u>し、森林整備工事については、取組証発行対象外とする。</u>
<u>（取組証の発行）</u> <u>第９条 週休２日工事取組証（様式１）は、総合評価落札方式競争入札において取組実績を証明するものとなる。農地関係工事、林務関係工事、建築工事及びその他工事の別に関わらず、受注者が完全週休２日、週単位の週休２日又は月単位の週休２日のいずれかを達成した場合、当該工事は取組証の発行対象となる。</u> <u>受注者が取組証の発行を希望する場合は工事完了日までに監督員に申し出るものとし、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やか（完了した年度内）に受注者に対して取組証を発行する。</u> <u>なお、森林整備工事については、取組証発行対象外とする。</u>	<u>（週休２日の取得に伴う経費の補正）</u> <u>第９条 週休２日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。</u> <u>（１）土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙１）を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙２）を適用する工事</u> <u>それぞれの経費に休工状況に応じた別表１－１又は１－２の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の補正については、別表２－１～３－２の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</u> <u>（２）建築工事</u> <u>①複合単価</u> <u>複合単価の労務単価は、労務単価に別表１－３の補正係数を乗じて補正する。</u> <u>②市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格</u> <u>市場単価方式については、別表４－１～４－３の補正率を用いた以下の式により補正する。</u>

改 正	現 行
	<u>【新営工事】</u> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <u>【全館無人改修（基準価格の算定）】</u> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表4－1～4－3の補正率を用いた以下の式により補正する。 <u>【新営工事、全館無人改修】</u> ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 ③単位施工単価 ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。 シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。 補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。 <u>【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】</u> $\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$ <u>【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】</u> $\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$ <u>（3）その他の積算基準を適用する工事</u> <u>当該基準を所管する関係省庁等の規定による。</u> 付則 一～四 （略） <u>五 この要領は、令和8年10月1日から施行する。</u>

改 正				現 行			
(削除)				<u>別表 1－1 経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）</u>			
別表 1 経費の補正係数（林務 <u>関係</u> 工事）				別表 1 <u>－2</u> 経費の補正係数（林務： <u>別紙 2 を適用する工事</u> ）			
	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日			月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	
労務費	<u>1.02</u>	1.02		労務費	<u>1.04</u>	1.02	
(削除)	(削除)	(削除)		機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	
共通仮設費(率分)	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>		共通仮設費(率分)	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	
現場管理費(率分)	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>		現場管理費(率分)	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	
				※ 通期の週休 2 日未満の工事については補正の対象としない。			
(削除)				<u>別表 1－3 経費の補正係数（建築工事）</u>			
(削除)				<u>別表 2－1 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）</u>			
別表 2 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務 <u>関係</u> 工事）				別表 2 <u>－2</u> 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務： <u>別紙 2 を適用する工事</u> ）			
名称	区分	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日	名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
(削除)		(削除)	(削除)	<u>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
(削除)		(削除)	(削除)	<u>鉄筋工（ガス圧接）</u>		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	1.00	防護柵設置工 （ガードレール）	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	1.02	防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	<u>1.04</u>	1.02
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防 <u>止</u> 網）		<u>1.01</u>	1.01	防護柵設置工（落石防 <u>護</u> 網）		<u>1.02</u>	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	1.00	防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	1.00	道路標識設置工	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去・移設	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
法面工		<u>1.01</u>	1.01	法面工		<u>1.02</u>	1.01
吹付砕工		<u>1.01</u>	1.01	吹付砕工		<u>1.03</u>	1.01
(削除)		(削除)	(削除)	<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>	1.02

改 正				現 行			
(削除)				<u>別表 3－1 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）</u>			
別表 3 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務 <u>関係</u> 工事）				別表 3 <u>－2</u> 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務： <u>別紙 2 を適用する</u> 工事）			
名称	区分	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日	名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
区画線工		<u>1. 02</u>	1. 02	区画線工		<u>1. 04</u>	1. 02
排水構造物工		<u>1. 02</u>	1. 02	排水構造物工		<u>1. 04</u>	1. 02
コンクリートブロック積工		<u>1. 02</u>	1. 02	コンクリートブロック積工		<u>1. 04</u>	1. 02
構造物とりこわし工	機械	<u>1. 01</u>	<u>1. 01</u>	構造物とりこわし工	機械	<u>1. 03</u>	<u>1. 02</u>
	人力	<u>1. 02</u>	1. 02		人力	<u>1. 04</u>	1. 02
橋梁塗装工		<u>1. 01</u>	1. 01	橋梁塗装工		<u>1. 03</u>	1. 01
塗膜除去工		<u>1. 02</u>	1. 02	塗膜除去工		<u>1. 04</u>	1. 02
道路反射鏡設置工	設置	<u>1. 00</u>	1. 00	道路反射鏡設置工	設置	<u>1. 01</u>	1. 00
	撤去	<u>1. 02</u>	1. 02		撤去	<u>1. 04</u>	1. 02
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		<u>1. 02</u>	1. 02	侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		<u>1. 04</u>	1. 02
<u>耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工</u>		<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>	（新設）		（新設）	（新設）
(削除)				<u>別表 4－1 建築工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率</u>			
(削除)				<u>別表 4－2 電気設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率</u>			
(削除)				<u>別表 4－3 機械設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率</u>			
別紙 1 ～別紙 2 （略）				別紙 1 ～別紙 2 （略）			
別紙 3 （参考資料のため略）				別紙 3 （参考資料のため略）			
様式 1 （略）				様式 1 （略）			